

# 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第66回

## 景表法

### (確約手続)

Q 景品表示法の法改  
正があり、「確約手続」  
が導入されると聞きました。  
どのような制度でしたら  
でしょうか。概要を教  
えてください。

A 令和5年5月10日に  
成立した不当景品類及び  
不當表示防止法の一部を  
改正する法律(令和5年  
法律第29号)。以下「景表  
法」と表記し、令和6年  
10月1日から施行されます。  
今回の改正内容は、事  
業者の自主的な取り組み  
の促進と違反行為に対する  
抑止力の強化等を目的  
として、①確約手続の導

入、②課徴金制度における  
返金措置の弾力化、③課徴金制度の見直し、④罰則規定の拡充、⑤国際化の進展への対応、⑥適格消費者団体による開示  
要請規定の導入ですが、改正景表法特に注目すべき点の一つが、①確約手続の導入です。以下、概要を説明しますので、改正景表法についてご確認ください。

### 確約手続とは?

確約手続は、優良認証  
表示等の疑いのある表示  
等をして事業者が是正措  
置計画等の認定を申請  
する事態を受けた場合に  
受けけることを回避して  
確約手続の流れは以下  
のとおりです。

(1) 確約手続通知  
事業者等が景表法連  
絡会議大臣、実際の運  
用は消費者庁で行い  
ます)から認定を受けた  
ときには、当該行為につ  
いて措置命令や課徴金納付

法違反が疑われる場合に  
法違反が疑われる場合に  
は効果的ではないかと  
主張されることがあります。  
確約手続を利用するこ  
とで、事業者は、①景表  
法違反が疑われる場合に  
の抑止や被害の未然防止  
の発想から確約手続が導  
入されることになります。

確約手続を利用すること  
は、事業者は、①景表  
法違反が疑われる場合に  
の抑止や被害の未然防止  
の発想から確約手続が導  
入されることになります。

事業者は、確約手続の対  
象となるかどうかを確認  
したり、違反が疑われる  
場合には確約手続に付す  
ることを希望するなど、い  
つでも消費者庁に相談で  
きるときがあります。(実際  
の運用は消費者庁も措置命  
令等を行うために時間があ  
ります)

(2) 確認申請を行なうか  
確約手続通知を受領し  
ては注意してください。

事業者が確約認定申請  
を行なう場合には、確約手  
続通知を受けた日から60  
日以内に、確約計画を作成  
していなければなりません。

かけて慎重な調査や手続  
を行なう必要がなくなり、  
一般消費者に被害が生じ  
得る事態を早期に解消で  
きます。

これまでほんとうに  
しまった場合に後から  
うついて積極的に改善  
しようとしても、結果的  
に消費者庁から措置命令  
等の処分がされてしまう  
制度がありますが、景表  
法の確約手続は、景表法  
に違反したか否かを明らか  
にしないまま消費者庁  
と事業者が合意することで、  
自主的に状況を改善す  
ることに特徴があります。

確約手続を利用するこ  
とで、事業者は、①景表  
法違反が疑われる場合に  
の抑止や被害の未然防止  
の発想から確約手続が導  
入されることになります。

事業者は、確約手続の対  
象となるかどうかを確認  
したり、違反が疑われる  
場合には確約手続に付す  
ことを希望するなど、い  
つでも消費者庁に相談で  
きるときがあります。(実際  
の運用は消費者庁も措置命  
令等を行うために時間があ  
ります)

(2) 確認申請を行なうか  
確約手続通知を受けた日  
から60日以内に、確約計画を作成していなければなりません。

事業者は、確約手続の対  
象となるかどうかを確認  
したり、違反が疑われる  
場合には確約手続に付す  
ことを希望するなど、い  
つでも消費者庁に相談で  
きるときがあります。(実際  
の運用は消費者庁も措置命  
令等を行うために時間があ  
ります)

まとめ

(1面から続く)

確約手続の導入によっ  
て、違反被疑行為に対す  
る事業者の対応の選択  
肢が増えます。事業者の  
選択で、措置命令等の行  
政処分を回避することができます  
ので、その意味では確約手  
続を有効活用することは  
有益です。しかしながら、  
確約計画の認定を受けた  
場合には、「事業者が景  
表法の規定に違反する行  
為を行なったの認定及び  
判断を行うものではなく  
「この付記がされる」と  
いうの付記がされる  
とともに、違反被疑行為の  
概要、将来実施すべき確  
約計画の概要、事業社名  
が公表されますので、消  
費者から返金要求を受け  
る等、公表による悪影響  
も懸念されるところです  
。そのため、確約手  
続を利用するか否かは、消  
費者庁に相談したり、専  
門家の意見を聴いたりし  
ながら慎重に判断すべき  
事柄なので、対応に際し  
ては注意してください。